# 戸田市立喜沢南保育園のしおり

（重要事項説明書）



氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

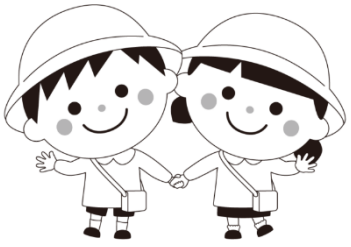
# はじめに

戸田市立保育園では、人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に、一人ひとりのこどもを温かく受容し、ゆったりとした明るい雰囲気の中でたくさんの遊びや生活の経験を通して、感動や達成感を育み、こどもが安定感と信頼感を持って自発的・主体的に活動できる場となるよう努めてまいります。

こどもの健やかな成長と発達には、家庭と保育園とが相互に理解を深めながら信頼し合い、それぞれの役割分担を確実に果たすことが大切です。

保育の実施にあたり、重要事項説明書をご確認いただければと思います。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 特定教育・保育施設の利用に係る重要事項説明書

この重要事項説明書は、戸田市立喜沢南保育園（以下「当保育園」という。）における特定教育・保育の提供に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について示すものです。

## １　施設の目的及び方針

### （１）施設の運営主体

| | |
|---|---|
| 設置者の名称 | 戸田市 |
| 代表者氏名 | 戸田市長　菅原　文仁 |
| 所在地 | 戸田市上戸田１－１８－１ |
| 電話番号 | ０４８－４４１－１８００ |

### （２）施設の目的

市立保育園として行う教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前のこども（以下「利用こども」という。）に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。

### （３）運営の方針

ア　全てのこども達が安全で安心して過ごすことができる環境を整え、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、心身ともに健康なこどもを育てることを目指す。

イ　教育・保育の提供にあたっては、こどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用こどもの意思及び人格を尊重して教育・保育を提供するよう努める。

ウ　利用こどもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域こども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。








（4）施設の概要

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 戸田市立喜沢南保育園 | | | | | |
| 所在地 | 戸田市喜沢南２－６－３ | | | | | |
| 電話番号 | ０４８－４４３－９３４１ | | | | | |
| 開設年月日 | 昭和４７年５月１日 | | | | | |
| 建物構造 | 鉄骨造２階建て | | | | | |
| 延床面積 | ９８５．８５㎡ | | | | | |
| 園長氏名 | 植野　博美 | | | | | |
| 職員構成 | 園長・主任保育士・副主任保育士・保育士・看護師・調理師<br>事務員・用務員 | | | | | |
| 利用定員１３８名<br>内訳 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| | ６名 | ２４名 | ２４名 | ２８名 | ２８名 | ２８名 |
| | ※保育室の面積基準を満たしたうえで利用定員を超えて受け入れる場合があります。 | | | | | |
| 特別保育事業 | 延長保育・特別支援保育・一時保育・子育て支援センター<br>こども誰でも通園制度（令和８年度開始） | | | | | |
| 嘱託医 | ほそあい内科クリニック<br>戸田市新曽８１３　ル・コンフォール１Ｆ　（２４２）５５５６ | | | | | |
| 嘱託歯科医 | はやふね歯科<br>戸田市下戸田１－１－４　（４３３）６１７１ | | | | | |
| 傷害保険 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について<br>＊同意を頂いた園児は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険に加入します。保育園で同園児が負傷した場合、医療機関にかかり、一度窓口で医療費を支払っていただきます。その後、医療費の一部及び見舞い金が給付されます。なお給付金は、医療費の保護者負担額が一定の金額を超えた場合給付されます。掛け金は市が負担します。同意書により、初回の同意後、戸田市立保育園在園中は自動更新となります。 | | | | | |
| 賠償責任保険 | 全国市長会「全国市長会学校災害賠償補償保険」に加入<br>（D-1型　賠償責任保険見舞金） | | | | | |

２　提供する特定教育・保育の内容

（1）戸田市立保育園のこども像・保育理念・基本方針、園目標

| | |
|---|---|
| こども像 | ◎丈夫な体とやさしい心をもつこども<br>◎元気に生き生きと遊べるこども |
| 保育理念 | ◎私達は、こども達が安全で安心して過ごすことができる環境を整え、<br>心身ともに健康なこどもを育てる。 |
| 基本方針 | ◎家庭と連携を取りながら、丈夫な体と元気に遊べるこどもに育てる。<br>◎思いやりがあり、友達等を大切にし、やさしく心豊かなこどもに育てる。<br>◎個性を大切にし、自分を表現できるこどもに育てる。<br>◎最後までやり遂げる力を持つこどもに育てる。<br>◎地域の子育て支援の拠点となる保育園づくりをする。 |
| 園目標 | みんなが楽しい保育園<br>～豊かな心と元気な身体を育もう～ |

3　職員の職種・員数及び職務の内容

| 職　種 | 職　務　内　容 | 員 数 |
|---|---|---|
| 園　長 | 保育・教育の質の向上及び職員の資質向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | １名 |
| 主任保育士 | 園長を補佐するとともに、保育計画の立案や育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。 | ２名 |
| 副主任保育士 | 主任保育士を補佐するとともに、保育計画の実行についての助言、指導、研修を行い、職員の資質向上を図る。 | ２名 |
| 保 育 士 | 保育計画及び全体的な計画の立案とその計画、課程に基づくすべてのこどもが安定した生活を送り、充実した生活ができるようにする。 | ２３名 |
| 看 護 師 | 園児・職員の健康管理及び衛生管理・指導を行う。 | １名 |
| 保育従事者 | 保育に従事し、サポートを行う。 | ５名 |
| 栄 養 士<br>(保育幼稚園課所属) | こどもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、市立保育園全般の食育を行う。 | １名 |
| 調 理 員 | 栄養士の作成した献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。 | ８名 |
| 事務職員 | 保育事務を担い、一時保育等の受付対応を行う。 | １名 |
| 用 務 員 | 園内外の清掃及び衛生業務を行う。 | ２名 |

4　特定教育・保育の提供を行う日

| | |
|---|---|
| 開 園 日 | 月曜日から土曜日 |
| 休 園 日 | 日曜日、祝日、年末年始、市長が定めた日 |

※なお、行事が雨天等で延期になる場合、予備日を日曜日とすることができる。

5　開園時間

| | |
|---|---|
| 月曜日から金曜日 | 午前７時００分から午後７時００分 |
| 土曜日 | 午前７時３０分から午後６時３０分 |

6　保育時間

「保育短時間」「保育標準時間」の認定を受けます。
「保育短時間」は、１日８時間(８：３０～１６：３０)の中で必要とする時間の保育が利用でき、「標準時間」は１日１１時間(７：００～１８：００)の中で必要とする時間の保育が利用できます。
　なお、認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は延長保育扱いとなります。延長保育を利用する場合は延長保育料が発生します。
　※育児休業中の場合は原則、短時間認定となります。

7　保育料

（1）保育料及び延長保育料は、原則として口座振替による納入となりますので口座振替依頼書のご提出をお願いします。
毎月末日（１２月は２５日）に引き落としになりますので、残高不足にならないようご注意ください。
（2）お子さんが病気その他の理由により長期欠席の場合でも、在籍している場合は納入していただきます。

8　延長保育料

＜保育標準時間認定児童＞
（1）延長保育時間　午後６時００分から午後７時００分（土曜日は除きます）
（2）月極利用料　　１時間延長　２，５００円
（生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料免除）
（3）緊急利用　　１時間延長　　２５０円

＜保育短時間認定児童＞
（1）延長保育時間　午前７時００分から午前８時３０分（土曜日は除きます）
午後４時３０分から午後７時００分（土曜日は除きます）
（2）利用料　　午前７時００分から午前８時３０分　１回　２５０円
午後４時３０分から午後６時００分　１回　２５０円
午後６時００分から午後７時００分　１回　２５０円
（生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料免除）

9　非常災害時における対応方法

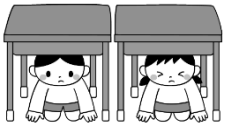
（1）大地震に備えて
保育園では、震災時に起こりうる様々なことを想定して、園児の安全のために、防災対策、避難訓練を実施しています。

（2）災害がおきたら
・保護者の方がお子さんをお迎えに来てください。
・状況により保護者の方が来られない場合は、必ず代わりの人を決めておいてください。
・お迎えにきた時は、必ず保育士等の確認を受けてから、お帰りください。

（3）　避難先
園内広域火災時：近隣公立保育園
戸田市立下戸田保育園　　戸田市下前２－９－２２　（４４２）３７４６
水害時等：戸田市立戸田第二小学校　戸田市喜沢南２－２－３７（４４２）２６７５

（4）　災害時の連絡方法
※保育ＩＣＴサービスアプリの利用
①園からの連絡を受信する

※災害伝言ダイヤル（１７１）利用
①「１７１」をダイヤルする
②音声案内に従って「２」をダイヤルする
③保育園の電話番号をダイヤルする
④伝言内容を聞く



（５） 警戒レベルに応じた保育園の臨時休園等の基準について

台風等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合、園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育園の開園や臨時休園等の対応について「戸田市保育施設の風水害発生時における臨時休園等のガイドライン」に基づき次のように定めています。

※警戒レベルは戸田市防災ポータル「避難情報」参照

<table>
<tr><th rowspan="2">警戒<br>レベル</th><th rowspan="2">避難情報等</th><th colspan="2">原則的な対応</th></tr>
<tr><th>開園中</th><th>開園前後</th></tr>
<tr><td>5<br>特別警報</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="3">・引き渡し完了後又は全員避難後、臨時休園</td><td rowspan="3">・午前６時時点で臨時休園を判断<br>・午前１０時の時点で安全が確認できた場合、午後の保育を再開</td></tr>
<tr><td>4<br>危険警報</td><td>避難指示</td></tr>
<tr><td>3<br>警報</td><td>高齢者等避難</td></tr>
<tr><td>2<br>注意報</td><td>大雨・氾濫注意報</td><td rowspan="2">・市との連携及び意思決定の収受<br>・保護者への連絡<br>・レベル３へ移行すると予報される災害の場合は、直ちに保護者へ引き渡し又は避難</td><td rowspan="2">・市との連携及び意思決定の収受<br>・保護者及び職員への連絡</td></tr>
<tr><td>1<br>早期注意情報</td><td>早期注意情報</td></tr>
</table>

◎ 警戒レベルに応じた保育園の運営

・鉄道等の計画運休が発表された場合

台風の接近等により、計画運休が実施される場合は、職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、登園自粛等のお願いをすることもあります。



１０　個人情報の取り扱い

（１）個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律」及び「戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例」等関連法令に基づいて行います。
（２）アプリでの配信や掲示物については、個人情報の保護に十分配慮し適切に取り扱います。
（３）プライバシーに関すること、知り得た情報を他に漏らすことのないよう徹底します。
（４）こどもの健やかな成長と発達のため、必要な情報を関係各所に共有及び提供することがあります。

１１　虐待防止のための措置に関する事項について

（1）当園は、こどもの人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講じています。
① 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
② 職員によるこどもに対する虐待等の行為の禁止
③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
（2）当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、保育マニュアルの「虐待通告記録票」を記入し、市と児童相談所等適切な機関に通告します。

１２　苦情解決制度

相談・苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。
どんなことでもお気軽にご相談ください。



| | |
|---|---|
| 相談・苦情受付担当者 | 主任保育士　　今泉　智奈津 |
| 相談・苦情解決責任者 | 園　　長　　植野　博美 |

| | | |
|---|---|---|
| 第三者委員 | 武藤　千明 | 電話（４４２）８４５６ |
| | 鵜飼　千絵 | 電話（４３２）０６４５ |
| | 浦野　一郎 | 電話（４３１）３９８５ |
| | 梅田　晴美 | 電話　０９０（５３４５）１６２０ |
| | 小松原　直子 | 電話（４４５）６７００ |
| | 石川　正之 | 電話（４２１）５３３９ |

| | |
|---|---|
| 受付方法 | 面接・電話・文書等の方法により相談・苦情を受け付けています。 |

## １３　保育内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、「保育所保育指針」及び「全体的な計画」に基づき、乳幼児期の発達にふさわしい保育・教育を提供します。

（１） 各年齢の発達段階に即した基本的な生活習慣(食事・排泄・睡眠・着脱・清潔・安全等)を、日常生活の中で無理なく身につけていきます。

（２） 乳児組（０歳～２歳児クラス）は全身を使った遊びや、五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)を発達させる遊びをします。幼児組（３歳～５歳児クラス）は運動機能(全身・手指)の発達、知的発達を促す遊び、情操を豊かにする遊びをします。

## １４　食事

（１）給食のねらい

◎こどもの健康を増進し心の発達や体力の向上を図ります。

◎楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や、栄養・衛生面等の知識を身につけられるようにします。

◎伝統的な食文化を伝えます。

（２）給食について

・乳児組（０歳児～２歳児クラス）は完全給食です。

・幼児組（３歳児～５歳児クラス）は主食費・副食費は保護者負担です。

主食費・副食費は原則として口座振替による納入となりますので、口座振替依頼書のご提出をお願いします。

（主食費：１か月１，０００円、副食費：１か月４，５００円）

なお、副食費については、年収３６０万円未満相当世帯や年収３６０万円以上相当世帯で小学校就学前の第３子以降の児童については無料となります。

また、長期欠席の場合は事前申請することにより、主食費・副食費の減免の取り扱いができます。

◎毎月の献立表はアプリにて配信します。

・間食は、０歳児～２歳児クラスは午前午後の２回、３歳児～５歳児クラスは午後１回です。

・離乳食は、月齢や個人に応じたものを調理しています。

・加工食品の使用をなるべく控え、素材を生かした手作りに努めています。

・クッキング保育で、楽しく調理しながら食文化を学びます。

◎食物アレルギー対応について

・食物アレルギーのあるお子さんはご相談ください。

医師の指示のもと、除去食等の対応を行います。





## １５　服装

（１）体に合ったサイズで脱ぎ着がしやすく、遊びに適した服装を心掛けましょう。
（２）履き物は足に合った運動靴にし、サンダルやかかとの高い靴は避けましょう。
（３）裾を踏むような長いズボン、フードや紐のついた上着は怪我につながりますので避けましょう。
（４）お子さんの健康を考え、厚着にならないよう調節しやすい衣服にしましょう。また、着替えは毎日点検し、不足のないように常備しておきましょう。

## １６　連絡事項

（１）家庭への連絡は、アプリによる配信または掲示等でお知らせしますので必ず目を通してください。
（２）保育園からの連絡や依頼には、進んでご協力ください。
（３）お子さんのことについては、担任との連絡を密にしておいてください。

## １７　送迎

（１）送迎は保護者の方の責任でお願いします。保護者の方以外に送迎を依頼するときは必ず事前に連絡してください。名札（送迎・防犯プレート等）を着用し、アプリの登降園QRコードの読み取りを忘れずに行いましょう。なお、未成年の方の送迎は、原則お断りしています。
（２）余裕をもって登園し、持ち物の用意が済みましたら、保育士等のところまでお子さんをお連れください。登園の際は余裕をもっておいでください。降園時はお子さんが遊んでいた遊具・玩具は片付けて保育士等に声を掛けてからお帰りください。
（３）欠席・遅刻の場合は、前日もしくは当日の朝９時までに連絡帳アプリまたは電話等で連絡してください。なお、連絡がなく登園していない場合は、安否確認も含めて園から連絡を入れさせていただきます。連絡がつかない場合は、お宅を訪問させていただくこともあります。
（４）玄関の開錠は、安全のため一人ひとりの保護者の方が責任をもって開閉してください。お子さんには絶対にさせないでください。
（５）駐車場はありませんので、車での送迎はご遠慮ください。徒歩又は自転車での送迎をお願いします。





## １８　健康管理（その１）

安全面には十分注意して保育いたしますが、集団生活の中ですのでケガ（すり傷、切り傷、ひっかき傷、打撲、かみつき等）は速やかに応急処置し、連絡いたしますがご理解いただきたいと思います。

（１）登園前にはチェックを

熱は高くないか
睡眠は十分か
機嫌はよいか
便は出たか
食欲はあるか

体調の悪い時は無理をせずできるだけお休みをして静養しましょう。また、いつもと様子が違う時は必ず登園時に保育士等に伝えてください。

（２）こんな時は連絡します

発熱(３７.５度以上)や、嘔吐、ひどい下痢等で具合が悪くなった場合、感染症が疑われる時等、日常と様子が違う時は連絡し、お迎えをお願いすることがあります。また、３８度以上発熱している場合はお迎えをお願いしていますので、連絡先は常に明確にしておいてください。(連絡者名、研修および出張先・病院受診等)

解熱後は安静に過ごし、風邪等の症状がなくなってからの登園をお願いします。

水痘・流行性耳下腺炎・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・ウイルス性胃腸炎等の感染症が発生した時は掲示をします。体調の変化に気をつけましょう。

（３）予防接種について

予防接種を受けたら、保育士等に連絡してください。

※予防接種はできるだけ降園後に受けるようにしましょう。

※接種後、発熱や発しん等の副作用が起こることがありますので安静にしましょう。

※予防接種・健診については、「広報戸田市」や福祉保健センターで発刊しております

「戸田市保健ガイド」等を参考にしてください。

（４）熱性けいれん・肘内障・アレルギー体質・小児喘息等

日常生活において、注意または配慮等の必要がありましたら、必ず保育士等までお伝えください。





１９　健康管理（その２）

（１）健康診断
・新入園児健康診断　１回
・定期健康診断：乳児組（０歳～２歳児クラス）（毎月）
　　幼児組（３歳～５歳児クラス）（４月・１０月）
・歯科健診：年１回（５月～７月予定）



（２）健康管理
・身長体重計測（月１回）
・検温、手洗いの遂行
・園舎内消毒（床・ドアノブ・玩具・手すり）の実施

（３）薬について
　原則として風邪薬等は園では扱いませんが、慢性疾患等で事情がある場合はご相談ください。

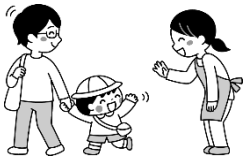
（４）保育園での怪我・急病等について
　安全面には十分注意して保育いたしますが、集団生活の中での怪我（すり傷、切り傷、ひっかき傷、打撲、かみつき等）は速やかに応急処置し、保護者へ連絡いたしますので、あらかじめご理解をお願いします。また、受診を必要とする場合は、保護者へ連絡してから受診します。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。

（５）AEDについて
　AEDを設置しています。職員は全員AEDの取り扱い講習を受けています。

（６）吐物・排泄物・血液で汚れた衣類等の取り扱いについて
　感染症の感染源となる可能性があるため、洗わずにそのままビニール袋に入れ、密封して持ち帰っていただき、ご家庭で消毒・洗濯をお願いしております。
　万が一、他児の持ちものに付着した場合も同様の対応をお願いすることになりますが、その際は化学物質における体調面への影響を考慮し、柔軟剤の使用は控えていただきますようお願いします。

（７）化学物質への配慮について
　公立保育園では、こどもや職員が保育活動の中で使用する文具や接着剤は、ホルムアルデヒドのほか、揮発性のある化学物質が含まれていないものを使用するとともに、園内では香りを発するような物品をできる限り使用しない等の配慮を行っています。

２０　《一日の流れ》

| 時間 | こ　ど　も　の　言　動 |
|---|---|
| ７：００ | 「おはようございます！」元気な声が聞こえます。<br>保育園の始まりです。登園後は、好きな遊具やおもちゃで遊びます。<br>(職員はこどもの健康や様子を確認する時間です。) |
| ９：３０ | 遊んだおもちゃを片付けて、<br>乳児組（０歳児～２歳児クラス）は、間食の時間です。<br>散歩に行ったりリズムをしたり粘土をしたり・・・<br>「今日は何して遊ぼうかなぁ？」 |
| １１：００<br> | 「そろそろお腹がすいてきた。今日の給食はなあに？」<br>みんな揃って「いただきまーす。」<br>乳児組(0 歳児～２歳児クラス)は 11:00 頃、<br>幼児組(3 歳児～5 歳児クラス)は 11:30 頃から食事開始です。 |
| １２：３０ | おいしい給食を食べた後は、お昼寝の支度です。<br>大好きな絵本や紙芝居も見たし、<br>そろそろ布団に入りましょう。<br> |
| １５：００ | もう少し寝ていたいけど、<br>さあ、次はおいしい間食が待っている。 |
| １６：３０ | そろそろお迎えの時間です。<br>お迎えが来るまで好きなおもちゃや遊具でゆったりと遊びます。 |
| １９：００ | 「さようなら。また明日ね！」<br> |



## ２１　小学校との連携

（こどもの育ちを支える資料の送付について）

平成２１年度から保育所保育指針の改正により、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、こどもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付しています。

これは、保育所でのこどもの育ちを、それ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校においてこどもの育ちを支え、こどもの理解を助けるものとなる資料です。

## ２２　提出書類

届け出事項に変更があった場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」を提出してください。その他、内容によって下記の書類も必要になります。

（１）　勤務先を変更する時
- ・退職証明書・就労証明書

（２）　延長保育を変更する時
- ・延長保育申請書・延長保育辞退届

（３）　住所・家庭状況を変更する時
- ・「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」

（４）　出産関係
- ・出産予定日証明書(母子健康手帳等の表紙と分娩予定日欄のコピー)
- ・出産証明書(母子健康手帳等の出生届出済証明欄または表紙と出産日記入欄のコピー)
- ・就労証明書(育児休業開始・復帰した時)

（５）　休園(２週間以上)する時
- ・休園願・給食費減免申請書(幼児組１枚)

（６）　保育園をやめる時
- ・退所届

## ２３　こどもがかかりやすい感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間（ ※ ） | 登園のめやす |
|---|---|---|
| 麻しん(はしか) | 発症1日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前２４時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後５日経過し、かつ解熱した後３日経過していること |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症５日間 | 発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること<br>（無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること） |
| 風しん | 発しん出現の７日前から７日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘(水ぼうそう) | 発しん出現１～２日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発しんが痂皮(かさぶた) 化していること |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ) | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | ――――― | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>（○-１５７、○-２６、○-１１１等） | ――――― | 医師により感染の恐れがないと認められていること（ ＊ １参照） |
| 急性出血性結膜炎 | ――――― | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症<br>(髄膜炎菌性髄膜炎) | ――――― | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始１日間 | 抗菌薬内服後２４～４８時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 発しん出現前の１週間 | 全身状態が良いこと |

| 感染症名 | 感染しやすい期間（ ※ ） | 登園のめやす |
|---|---|---|
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになってから |
| RS ウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから |
| 帯状疱しん | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮（かさぶた） 化してから |
| 突発性発しん | ＿＿＿＿ | 解熱し機嫌と全身状態がよくなってから |
| アタマジラミ | ＿＿＿＿ | 治療・駆除を開始してから |
| 疥癬（かいせん） | ＿＿＿＿ | 症状が良くなってから |
| 伝染性軟属腫<br>（水いぼ） | ＿＿＿＿ | 傷の滲出液がある場合は覆ってあること |
| 伝染性膿痂しん<br>（とびひ） | ＿＿＿＿ | 皮しんが乾燥しているか湿潤部位が覆うことができる |
| ウイルス性 肝炎 | ＿＿＿＿ | 肝機能が正常であること |
| ヒトメタニューモウイルス感染症 | 発熱して１～４日（ウイルスの排出は１～２週間続くので注意が必要） | 呼吸器症状が消失し，全身状態が良くなってから |

＊１　医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレの排泄が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満のこどもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については（―）としている

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）より

＊一部「学校保健安全法施行規則」を準用

※感染症の病気またはその疑いがある場合には、完治するまで休ませるようにし、登園する時は医師の承諾が必要となります。登園の際は、保護者記入の登園届を提出してください。（原本の表をコピーして使用してください。）

また、園児がインフルエンザやコロナウイルスの検査を受けられた場合、必ず保育園に連絡をいただき、検査結果が出るまでは登園を控え、結果を園までお知らせください。

感染拡大状況により、保健所や医師の指示と相談のうえ登園自粛や休園等になる場合もあります。

★病児・病後児保育について

病児・病後児保育とは、『市内に居住する生後５７日から、満１２歳に達した日以降の最初の３月３１日までの間にある児童』である児童が、病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない時に、施設にて看護師・保育士により一時的にお子さんをお預かりする事業で、戸田市の委託により実施されるものです。

＊　実施施設　　病児保育室 太陽の子北戸田
（戸田市大字新曽２００２－１２　　電話４３４-２５１１）
戸田中央総合病院　病児保育室　ひまわり
（戸田市本町１－１９－３　　電話４４２-３６１１）
病児保育室　きらら
（戸田市大字新曽１１９１－８　　電話４４６-６３６８）

＊　利 用 日　　月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

＊　利用時間　　午前８時～午後６時まで

＊　利用方法　　①**各施設に直接、必ず事前に**お子さんの病状を伝えながら電話予約をしてください。（病状や感染症（麻しん・風しん・水痘等）の場合には、利用できないことがありますので、各施設へ事前にお問い合わせください。）
②主治医の先生にこの制度を利用する旨を伝え、**「病児・病後児保育利用連絡書」**の記入をお願いしてください。
③利用当日、必要なものを施設に持参してください。

＊　対象となる児童　①市内に居住する生後５７日から満１２歳に達した日以降の最初の３月３１日までの児童であること。
②病気又は病気の回復期であり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、集団保育が困難であること。
③保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育が困難であること。

＊　利用定員　　一日原則４人（１施設当たり）

＊　費　　用　　児童一人につき一日２，０００円（生活保護世帯は無料）
（保険料、飲食物は別途負担）

＊　申し込み・問い合わせ
直接、実施施設へ



## ２４　入園時に準備していただくもの

| | 年齢／品名 | ０歳～２歳 | ３歳～５歳 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 毎日もちかえるもの | かばん | △ | ○ | 肩から下げるもの（リュックは避ける） |
| | はし | △ | ○ | 箸箱使用 |
| | コップ | ○ | ○ | 底が平らで深すぎないもの |
| | コップ袋 | △ | ○ | 開け口に余裕のあるもの |
| | おしぼり | ○ | ○ | 薄手のもの　(25㎝×25㎝程度、1日2枚) |
| | エプロン | ○ | × | どのようなものでも可（1日2枚） |
| | 手ふき | ○ | ○ | タオル地のもの(ループ付)（1日2～3枚） |
| 園におくもの | 着替え | ○ | ○ | 必要枚数 |
| | 汚れもの入れ | ○ | ○ | 手提げ袋（布又はビニール等） |
| | 掛布団 | ○ | ○ | 掛布団カバーには襟布､名前布を縫い付ける。（季節により持ち帰り） |
| | バスタオル | ○ | ○ | 名前布を縫い付ける。<br>(通年2枚、週末に持ち帰り洗います) |
| | 置き靴 | ○ | × | 外遊び用靴箱に置きます。 |
| | 上　靴 | ○ | ○ | バレーシューズ等（週末に持ち帰り洗います) |

・持ちものにはすべて名前を書きましょう。
・持ちものは、クラスにより変更することがあります。
・おしぼりは常に清潔なものを使用しましょう
・敷き布団又はお昼寝ベッドは園にあります。敷き布団カバーは月に１回布団リース業者が洗濯します｡敷き布団カバーが汚れた場合はご家庭でも洗濯をお願いすることがあります。

## ２５　実費が必要な物

・クラスカラー帽子（1,050円程度）

３歳児クラス～５歳児クラス（幼児組）
・手まわしこま代（300円程度）

５歳児クラスのみ
・卒園アルバム及び写真代　　（3,700円程度）
・鍵盤ハーモニカ唄口　　（500円程度）
・ハッピクリーニング代　　（300円程度）

※料金は変動することがあります。

別紙１

# 保育園における写真・動画の取扱いに関する同意書

私は、保育園にて撮影された各種行事や日常の様子の写真、動画（以下、保育園写真等という。）の取り扱いについて、以下の事項に同意いたします。
なお、同意にあたっては別紙「保育園における写真・動画等の取扱いに関する承諾書及び同意書」の署名をもって、同意といたします。

第１条（事業者への写真提供）
保育園が写真代行販売サービス運営事業者である株式会社ニコ＆ピースに対し、保育園写真等（データを含む）を提供すること。

第２条（他保護者への写真提供）
写真代行販売サービスに掲載される保育園写真等が、他の保護者において閲覧・購入できる状態であること。
*※閲覧・購入できる状態とは※*
集合写真や、複数人で写っている写真を、一人の保護者だけでなく、関係ある他の保護者にも閲覧・購入できる状態であることを指します。

第３条（無断使用行為禁止の誓約）
如何なる方法をもってしても、保育園写真等を漏洩もしくは無断使用しないこと。※SNS、ブログ、ホームページ等への掲載も含む。動画については共有及び個人によるダウンロードも含む。

第４条（退園後の秘密保持）
保育園を退園した後においても、保育園写真等を漏洩もしくは無断使用しないこと。

第５条（展示室コードの管理）
保育園から配布された展示室コードの開示範囲は保護者・同一世帯員の範囲にとどめること。

第６条（動画配信ＵＲＬの管理）
保育園から配布された動画配信ＵＲＬの開示範囲は保護者・同一世帯員の範囲にとどめること。

第７条（著作権や個人情報の保護）
営利目的ではなく、本同意書をもって保育園関係者のみへの限定公開となるため、著作権侵害に当たらないことを了承し、保育園の園児及び職員の個人情報の漏洩をしないこと。

第８条（法的責任の認識）
前各条に違反し、保育園写真等を漏洩もしくは無断使用した場合における、全てのトラブルに対し、法的な責任を私が負担することを認識し、保育園には一切の責任がないこと。

以上

別紙２

# 保育園ホームページ・市広報等における画像使用承諾のお願い

保護者の皆様には、日頃より当園の保育活動に、深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当園では園児の活動の様子やその成長の過程を、園だよりや掲示物、またアプリを通して保護者の皆様にご紹介し、成長を共に喜び合う機会としております。この度、公立保育園として、より多くの地域の方々に当園を知っていただき、身近に感じていただく中で交流を広げ、子育て支援を推進するため、保育園ホームページをリニューアルすることとなりました。

画像使用に伴いましては、「戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、園児及び保護者の方々のプライバシーに関して、十分配慮・保護しながら、より充実した情報発信をしてまいります。つきましては、下記の内容をご確認いただき、別紙「特定教育・保育施設の利用に係る重要事項説明同意書及び画像取り扱いの承諾書」の提出をお願いいたします。

【承諾に関する詳細規定】

１　保育園ホームページ、市広報等、園外に出るものを対象とします。

２　個人の特定が容易で、明らかに本人と判別できるものを対象とします。
（顔の輪郭や目がはっきりと写っているアップ画像等）

３　活動の様子を伝えるための全体画像や、個人が特定できないものは掲載することがあります。（小さく写っている横顔、後ろ向き、手元のみ等）

４　氏名などの個人情報については、原則として掲載しません。

５　承諾いただいた場合でも、変更を希望される場合はいつでもお申し出いただけます。

６　有効期限は原則として卒園までとなります。ただし、保育園ホームページの更新状況や市広報誌等のバックナンバーにより、卒園後まで掲載が継続される場合があります。